

## 第8章 活用・整備計画

### 第1節 活用計画

#### 1 活用の方向性

貴重な文化財（天然記念物）の継承のためには保全が必要不可欠ですが、文化財保護法第1条に「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」が目的として掲げられているように、特に近年、文化財(天然記念物)の活用が地域の活性化や観光振興に寄与するとの認識が高まってきており、文化財(天然記念物)の活用に期待される効果や役割も大きくなっています。

そのため、市内はもとより、県・国内外を問わず多くの方々にウツクシマツ自生地を訪れていただけるよう、世界に誇れる日本の貴重な文化財(天然記念物)としての魅力を引き出し、普及啓発のための施策を推進します。

#### 2 活用の方法

地元住民にとっては郷土の誇れる天然記念物として、市外からの来訪者には日本の貴重な天然記念物として認識してもらえるよう、啓発を図ることが重要です。そのため、保全活用計画の基本方針③に則り、自生地の価値について正しく学べる機会を充実します。特に、次世代を担う子どもたちに関心を深めてもらえるよう教育の充実を図ります。さらに、天然記念物としての魅力や本質的価値を積極的に発信し、PRに努めます。

##### (1) 本質的価値の学習と情報発信

###### ① 地域や学校での学習

###### a 地域での研究会の実施

ウツクシマツ自生地の保全および活用においては、地元住民の協力が不可欠であり、自生地のモニタリングや保全管理だけでなく、自生地でのイベントの開催時の協力など多様な取組に参画していただきたいと考えています。

そのため、地元住民を対象としてウツクシマツ自生地に対する関心と理解が深まるような研究・学習会などを開催します。

###### b 活動組織の設立

今後、地元住民によるウツクシマツ自生地の保全・活用を担う組織(保勝会)の設立など、活動体制づくりを検討します。

###### c 講座・講演会などの開催

市内外の多くの方々を対象に、ウツクシマツ自生地に関する講座・講演会などを開催します。講座・講演会の開催に関する情報は、広報誌などに掲載し、広く情報発信します。

###### d 子どもたちに対する教育の充実

子どもたちのウツクシマツ自生地に対する理解・関心を深めてもらうために、東海道石部宿歴史民俗資料館など市関連施設での学習機会の提供やウツクシマツ自生地を教材とした出前講

座の開催などの取組を進めます。

また地域の小中学校を対象にこれまで実施していた自生地の見学会や保全作業を地域外の学校にも拡充して、自生地に触れる機会を増やします。マツの生活史に関する学習や副読本の作成などにより、将来を担う子どもたちのウツクシマツ自生地の保全意識の醸成を図ります。

ウツクシマツ自生地を教育資源と位置づけ、地元の高校や県内および近隣府県に所在する大学や各種学校との連携を図り、多様な学習・研究の機会を創出します。

## ② 広報活動の充実・情報発信

### a ホームページの開設

本市のホームページ内にウツクシマツ自生地専用のページを開設します。

ウツクシマツ自生地の歴史や価値、見どころなどの情報やイベントなどの情報をホームページに掲載して広く発信して、観光資源としての魅力を積極的に発信し、自生地の PR に努めます。

情報発信においては、多様な国からの来訪者への利便が図れるよう、多言語化などのインバウンド対策を検討します。

### b パンフレット、報告書などの発刊

ウツクシマツ自生地を紹介するパンフレットを発刊します。また、自生地で取り組んだ事業や研究などの成果については、報告書として取りまとめます。

## (2) 普及啓発の機会の創出(観光振興)

地域はもとより県内外でもウツクシマツ自生地の価値を周知し高めていくため、東海道を巡る旅や見学ツアーの企画など、自生地を観光資源とした各種イベントなどの実施により、自生地の価値・魅力の普及啓発に努めます。

### 【ウツクシマツを巡る旅 過去の取組例】

#### ▶ JRハイキング

JR甲西駅から、ウツクシマツ自生地、ウツクシマツ自生地から伝説のなかに出てくる「松尾神社」を巡るルートを徒歩で散策する。「北島酒造」では店内で試飲販売および蔵の見学が可能。

#### ▶ 湖南市東海道ウォーク みちくさコンパス

湖南市の旧東海道を巡る。スランプラリーでは旧東海道のラリーポイントを巡ってスタンプを集める。ウツクシマツを楽しむことができる。

#### ▶ 湖南三山と十二坊温泉ゆらら

ウツクシマツ自生地と、湖南三山と称する常楽寺、長寿寺、善水寺、十二坊温泉ゆららをドライブやハイキングで巡り、本市の豊かな自然を満喫する。

資料：滋賀県・湖南市(2017)『今月のイチオシ「花と緑の滋賀シリーズ」湖南市に自生する「うつくし松」を発信します』

## 第2節 整備計画

### 1 整備の方向性

保全活用計画の基本方針②に則り、ウツクシマツ自生地の保全につながる方策として、自生地および周辺に設置している境界標や園路柵などの構造物の更新などにより、自生地においてウツクシマツが自生できる環境を適正に管理し、園路の活用に向けた整備に取り組みます。

また、地元住民の活動の場や、各種教育学習の場、見学者の利便を図ることを目的に、指定地と一体となった周辺整備を検討します。

### 2 整備の方法

#### (1) 保全のための整備

##### ① 境界標の設置

ウツクシマツ自生地の境界標のうち損傷している箇所について、ウツクシマツの自生環境を管理するために、損傷している境界標を更新します。

また、境界標が消失している箇所については、自生地におけるウツクシマツの自生環境の状況などを踏まえながら、設置について検討します。

##### ② 柵の設置

園路と自生地を区分する園路柵が老朽化しています。来訪者が園路以外の自生地内を自由に歩き回ると、踏圧による根の成長阻害を誘引したり、誤って実生を踏みつけたりしてしまう恐れがあります。また自生地内ではシカやウサギなどの小動物による食害がみられます。そのため、園路柵や来訪者などの侵入防止柵、シカやウサギなどの獣害対策用柵などの柵の設置について、自生地におけるウツクシマツの自生環境の状況を踏まえながら検討します。

地元住民や来訪者が憩いや学びの場として、自生地を散策・鑑賞できる環境は、ウツクシマツ自生地の価値・魅力の普及・啓発にとって重要です。そのため、自生地内の一般公開については、公開によってウツクシマツ自生地の本質的価値が損なわれないかなど、十分に検討します。

#### (2) 活用のための整備

##### ① 標識などの設置

ウツクシマツ自生地およびその周辺においては、自生地の成り立ちやウツクシマツの特徴などを紹介する解説板などを設置していますが、内容が更新されておらず、来訪者に読みたいと思わせる内容になっていません。

そのため、自生地の本質的価値や天然記念物の指定理由をわかりやすく記載した統一的なデザインとします。

## ② ガイダンス施設の設置

自生地周辺には、自生地の維持管理用の施設や用具置き場などのほか、ウツクシマツ自生地の歴史などを紹介(情報発信)し、調査研究(学習)できるような施設がありません。

そのため、自生地の保全のほか調査研究の基地も兼ねるガイダンス施設を設置します。施設の整備にあたっては、地元住民の活動の場や各種教育学習の場、見学者の利便を図れるよう、自生地と一体となった周辺整備を検討します。

## ③ 駐車場、トイレの補修など

観光利用の促進に向けて整備した駐車場やトイレ、四阿などについて、見学者の利便を図れるよう補修などを行います。

## 第9章 運営体制

### 第1節 運営体制の方向性

保全活用計画の基本方針④に則り、本計画を確実に実施し、保全管理および活用を図っていくため、運営体制を明確化し、地元や民間の組織、関連機関が互いに協力し合い、本計画の目的である自生地の価値の将来への継承を推進していくものとします。

### 第2節 運営体制の方法

本計画に掲げた各種の保全活用施策を効果的に実施していくためには、天然記念物の管理団体である本市と、ウツクシマツ自生地が所在する平松区が、有識者や文化庁・滋賀県の助言などを得ながら官民一体で守っていくことが重要です。またさらに、その他の関係機関などとの連携も必要です。

本市においては、平成29年度(2017年度)より庁内に「ウツクシマツプロジェクト会議」を立ち上げ、保全事業、活用事業、関係機関との連携をそれぞれ農林保全担当、観光担当、文化財保護担当が担っていきました。

今後においては、現在のウツクシマツプロジェクトの体制を継続し、庁内の連携を密に行います。ウツクシマツ自生地の適正な保全活用の推進に向けて、行政、民間、樹木に関する関連専門機関などが連携して取組を推進するために、「(仮称)平松のウツクシマツ自生地保全活用協議会」の設立を目指します。また、必要に応じて専門的な指導を受けることなどで、ウツクシマツ自生地の本質的価値の将来への継承を図ります。そのために目指す運営体制を図51に示します。

ウツクシマツ自生地の管理団体である本市は「(仮称)平松のウツクシマツ自生地保全活用協議会」を主催し、協議会の場において決定した内容をもとに、ウツクシマツ自生地に関する保全、整備、活用の各事業を法令に基づき実施します。

ウツクシマツの事業は多岐に渡ることから、それぞれの専門の部署ごとに事業を実施します。ウツクシマツ自生地の保全事業の実施や保全に係ることについては農林保全課が担当し、自生地周辺の整備事業の実施や観光等の活用事業については商工観光労政課が担当し、文化財保護、文化財としての手続きについては生涯学習課が担当します。

地元である平松区およびウツクシマツ自生地の土地管理者である平松生産森林組合に「(仮称)平松のウツクシマツ自生地保全活用協議会」の場において地元としての意見や、地元の思いをうかがい、地元としてのウツクシマツ自生地を守る取組を実施いただきます。

滋賀県の施設でウツクシマツに関する研究、育成を実施している滋賀県林業普及センターには「(仮称)平松のウツクシマツ自生地保全活用協議会」の場において研究結果に基づく意見をいただき、ウツクシマツの事業において協力を仰げる部分については協力を依頼します。

文化財樹木の保全、診断、治療の資格を持つ樹木医の方々の団体である滋賀県樹木医会には、「(仮称)平松のウツクシマツ自生地保全活用協議会」の場において樹木医の見地から意見を伺い、必要に応じてウツクシマツ自生地の現状を確認いただき、助言をいただきます。

「(仮称)平松のウツクシマツ自生地保全活用協議会」においてウツクシマツ自生地について文化財保護の観点から文化庁や滋賀県文化財保護課に指導、助言をいただき、法令順守のもと各事業を進めます。

また、ウツクシマツの各事業は専門性が高く、それぞれの事業においてはその分野に精通した専門家の見地のもと実施しなければ適正な事業実施ができないことから、必要に応じてそれぞれの専門家に指導、助言をいただき、その内容に基づいて事業を進めます。

このように「(仮称)平松のウツクシマツ自生地保全活用協議会」主導のもとウツクシマツ自生地に関わる事業を実施したとしても、本市や地元平松区の方々のご協力だけではウツクシマツ自生地の保全、活用事業は進みません。ウツクシマツ自生地を次世代へ継承していくために、市民全体が、本市や「(仮称)平松のウツクシマツ自生地保全活用協議会」が実施する取組に参加いただき、ウツクシマツ自生地に関する理解を深め愛着を持っていただくことが必要です。

市民と行政が一体となり、ウツクシマツ自生地の保全、活用の取組をし続けることで、ウツクシマツ自生地を次世代に継承することを目指します。

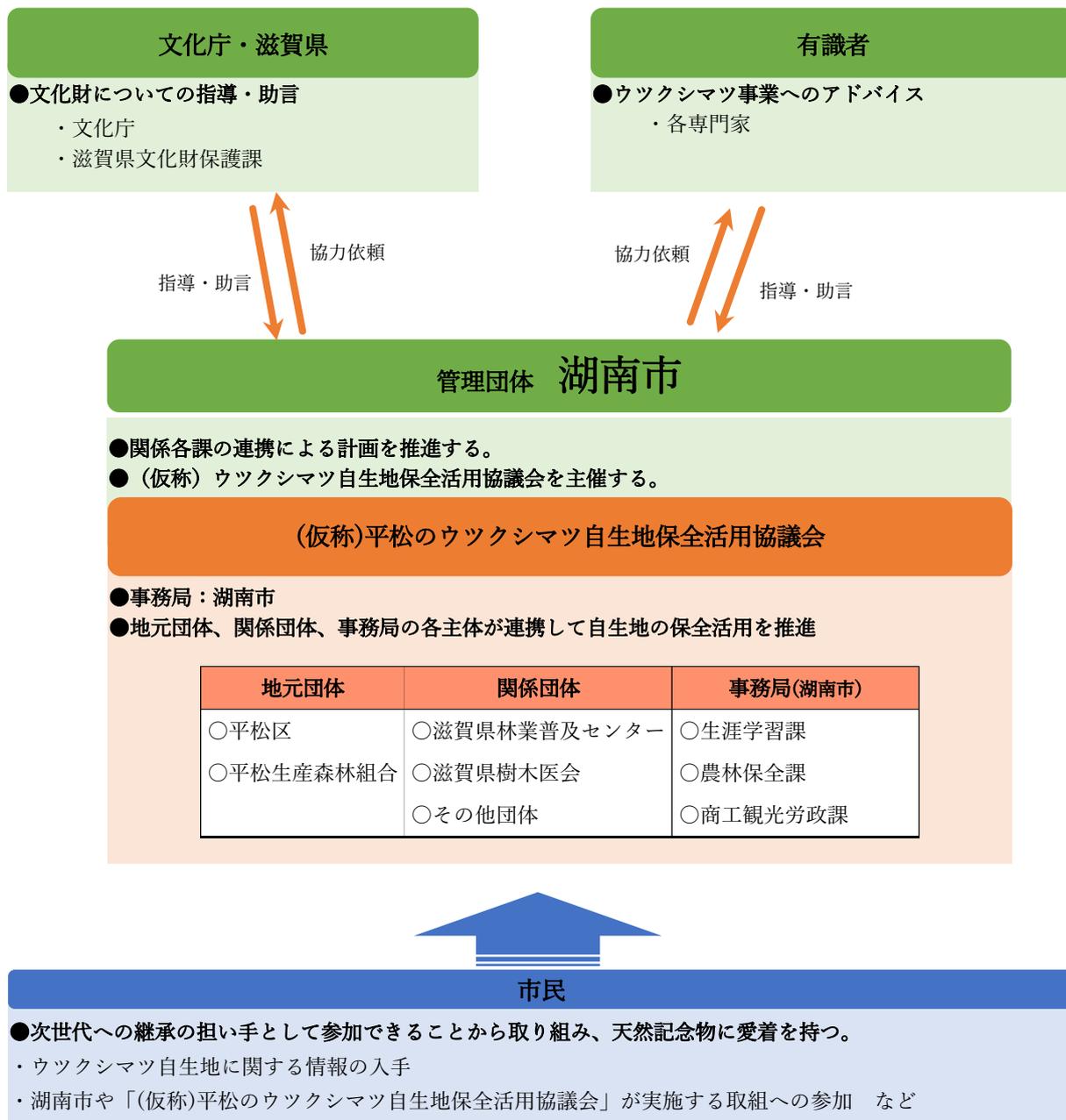


図 51 組織体制

●(仮称)平松のウツクシマツ自生地保全活用協議会

主体	組織名称など	主な役割
地元団体	平松区	地元としての自生地の管理・活用
	平松生産森林組合	土地所有者としての管理
関係団体	滋賀県林業普及センター	ウツクシマツについての情報共有
	滋賀県樹木医会	ウツクシマツの保全の情報共有
	その他団体	各種情報共有
事務局	生涯学習課、農林保全課、 商工観光労政課	取組の提示、情報提供、取組の総括 など

●市民

市民は、自生地の子世代への継承の担い手として取組に参加し、天然記念物に愛着を持ち計画の推進に協力します。

●有識者

有識者は、専門的見地から指導・助言し、計画の推進に協力します。

●文化庁・滋賀県

文化庁および滋賀県は、天然記念物の保全管理全般について指導・助言し、計画の推進に協力します。

●湖南市

担当課	担当事業
生涯学習課	ウツクシマツ自生地の天然記念物としての管理・調整
農林保全課	保全事業
商工観光労政課	活用事業

## 第3節 計画の進行管理

### 1 施策の実施計画

各施策の役割分担の整理・明確化に伴い、より効果的にウツクシマツ自生地に関する施策を実施していくため、実施計画に基づき各施策を段階的に進めることとします。なお、ウツクシマツ自生地の保全に係る施策については、単年毎に詳しく整理した実施計画に基づき取り組みます。

ただし、保全活用の進捗状況やウツクシマツの生育状況等を踏まえ、必要に応じて施策の内容や期間の再検討を行う順応的な管理とします。

保全施策の実施計画については、次頁に示します。

### 2 施策の進行管理

ウツクシマツの保全を効果的に推進するには、施策の進捗状況を把握・管理し、評価や点検を行い、問題や課題が発生した場合は速やかな措置を講じていくことが重要です。

このため、「ウツクシマツプロジェクト検討会議」において、関係各課が相互にウツクシマツの生育状況及び計画の進捗状況を確認し、評価を行います。また、客観性を担保するため、会議内容に応じて、構成員以外の専門家などを加えることができるものとします。

なお、各施策の実施計画について、ウツクシマツ自生地の保全に関する環境の変化や天然記念物をとりまく社会状況などを考慮し、見直しの必要が生じたときは、「ウツクシマツプロジェクト検討会議」で確認・検討の上、適宜その修正を行うこととします。

また、文化庁が作成した「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書」(平成27年(2015年)3月)において、自己点検表が紹介されており、これを参考に、定期的な現状確認や自己点検を通して、計画や施策の見直しの必要性を検証することとします。

## 第4節 計画の期間

本計画の期間は10年間とし、令和3年(2021年)4月から令和13年(2031年)3月末までとします。また、この期間以降(令和13年度(2031年度))については、本計画の達成状況を確認するとともに、ウツクシマツ自生地の現状と課題を踏まえて計画内容に必要な見直しを行うこととします。

なお、本計画の期間内において施策を実施していく中で、ウツクシマツ自生地を取り巻く環境や条件の変化が発生した場合は、ウツクシマツ自生地の状況や施策の進捗状況などを整理したうえで適宜見直しを行うなど、柔軟に対応していくこととします。

【施策の実施計画(保全概要)】

項目	令和3年度～令和7年度(計画前期) (2021年度～2025年度)	令和8年度～令和12年度(計画後期) (2026年度～2030年度)
枯損木の伐採	計画に基づき毎年実施	
樹幹注入	ウツクシマツ全木実施 (薬剤の有効期間により変動)	ウツクシマツ全木実施 (薬剤の有効期間により変動)
薬剤散布	計画に基づき毎年実施	
下草刈り	計画に基づき毎年実施	
落ち葉掻き	計画に基づき毎年実施	
普通マツ・その他の樹木の伐倒	伐倒計画の作成 計画作成後は、計画に基づき事業実施	伐倒計画に基づき事業実施
獣害対策	対策実施(防除柵設置等)の検討	対策実施(防除柵設置等)の検討 必要に応じて事業実施
モニタリング調査	計画に基づき毎年実施	
遺伝的研究	研究実施 必要に応じて事業委託	
試験	計画に基づき実施	

## 第10章 おわりに

刻々と地球規模の環境変化が進んでいる中、ウツクシマツ自生地についても、天然更新はわずかに認められますが、枯死していくウツクシマツの本数がかなりの数を数え危機的な状況となっています。

指定以後、国・県・市では、その都度組織体制を作りながら、保全に向けての事業を進めてきましたが、ここに改めて過去の状況を整理し、これからの保全に向けての指針となる保存活用計画を策定しました。

今後とも保全を進めていくためには、ウツクシマツの天然更新を重視し保全管理を確実に実施していくことが必要です。また、ウツクシマツ自生地を取り巻く環境や経年変化などによって取組の見直しが必要となった場合は、適切に対応する必要があります。そのためには、調査研究の進展も必要です。

ウツクシマツ自生地の本質的価値を将来へ継承していくため、行政はもとより市民も一体となって保全に努めていくことが重要です。